

ふなばし健康ポイント食の応援店募集要項

1. 趣旨

船橋市（以下「本市」という。）では、市民の健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も楽しみながら健康づくりに取り組むきっかけとなるよう、ウォーキングや体操等の健康づくりに関する活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる「ふなばし健康ポイント事業」（以下「本事業」という。）を実施しています。

飲食店との連携により、本事業の活性化、参加者の食の健康づくりへの取組の推進を図るため、ふなばし健康ポイント食の応援店（以下「応援店」という。）を募集します。

2. ふなばし健康ポイント食の応援店について

応援店とは、本事業でポイント付与対象となる飲食店を指します。応援店において、参加者が一品以上注文し利用した場合（飲料を除く）、「すこちゃん手帳」で申請することでポイントが付与されます。

3. 募集概要

（1）募集対象

以下の登録制度のいずれかに登録していること

- ①元気ちば！健康チャレンジ事業「ち～バリュ～の店」協賛店
（業種カテゴリー：飲食）
- ②ふなばしMOREベジ協力店（業種：飲食店）

（2）申込方法

応援店の希望者は、ふなばし健康ポイント食の応援店申請書（第1号様式）により、「5. 申込み・お問い合わせ先」に申込みをします。

（3）ポイントの付与方法

応援店において、参加者が一品以上注文し利用した場合（飲料を除く）、「すこちゃん手帳」で申請することでポイントが付与されます。

（4）応援店の決定

応援店の決定は、「3（1）募集対象」に基づき本市が行います。

本市は応援店の申請の可否を決定し、その結果について、ふなばし健康ポイント食の応援店決定通知書（第2号様式）により申請者へ通知します。応援店は、通知書と共に交付されるステッカーを店舗の出入り口等の見やすい場所に掲示を行います。

4. その他留意事項

- 1) 応援店の住所、名称、電話番号等、登録事項の一部は市のホームページ等に掲載するほか、本事業にて発行する印刷物等に掲載いたします。

- 2) 応援店は、第1号様式に定める登録事項に変更があった場合、ふなばし健康ポイント食の応援店登録事項変更届出書(第3号様式)により、速やかに本市に届出るものとします。
- 3) 応援店は、応援店の登録を取り消したい場合は、ふなばし健康ポイント食の応援店取消届出書(第4号様式)により、本市に届出るものとします。
- 4) 本事業は、予算の範囲内で行うものとし、本市は、事前の通知により本事業の全部又は一部を終了することができるものとします。また、本市は、都合により、特段の承諾なく本事業の全部又は一部を変更することができるものとします。その場合、本市は、軽微な変更を除き、応援店に通知いたします。なお、本市は応援店に対し、本事業の終了及び変更に関し一切の責任を負わないものとします。
- 5) 本事業に関して参加者からお問い合わせを受ける場合があります。ご不明な点がある場合は、地域保健課までお問い合わせください。
- 6) 本市は、応援店の利用に関して参加者に生じた損害、応援店に生じた損害、登録の申請の可否により生じた損害、その他いかなる損害について、一切の責任を負わないものとします。

5. 申込み・お問い合わせ先

船橋市役所 地域保健課

〒273-8506 船橋市北本町1-16-55 保健福祉センター2階

電話番号 047-409-3274